

飛驒市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年1月28日

飛驒市監査委員 島田 哲吉

飛驒市監査委員 水上 雅廣

令和7年度財政援助団体等監査に対する対応調書

指摘事項	改善措置状況（左記についての対応）
<p>1 指定管理者 株式会社飛騨ゆい</p> <p>(1) 変更契約書に相当する覚書の当初契約日について、作成日が記載されていた。</p> <p>(2) 収入印紙の無い覚書があった。</p>	<p>所管部課である基盤整備部建築住宅課において、下記のとおり改善措置が完了したことを確認した。</p> <p>(1) 覚書（2件）の当初契約に関する記述について、作成日が記載されていたものを当初契約日に訂正した。</p> <p>(2) 覚書（1件）に収入印紙を貼付した。</p>